

各位

シャープ株式会社
代表取締役 戴 正 呉

シャープセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役 藤田 直哉

吸収分割に係る事前開示書面

シャープ株式会社(以下「SC」といいます)及びシャープセンシングテクノロジー株式会社(以下「SSTC」といいます)は、2021 年 2 月 9 日、SC を吸収分割会社(以下「分割会社」といいます)、SSTC を吸収分割承継会社(以下「承継会社」といいます)とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行うこととし、吸収分割契約を締結いたしました。

なお、本吸収分割は、分割会社である SC においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割、承継会社で SC の完全子会社である SSTC は会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割となるため、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収分割に関する事項は以下のとおりです。

1 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2 分割対価の定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して、SSTC から SC への株式の割当、金銭その他の財産の交付はありません。

SC は SSTC の完全親会社であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3 吸収分割にかかる新株予約権の定め相当性に関する事項

SSTC は、本吸収分割に際して SC の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる SSTC の新株予約権を交付いたしません。SC が SSTC の株を保有することなどから、当該取扱は相当であると判断しております。

4 計算書類等

(1) SC の計算書類等

別紙 2 のとおりです。

なお、2020 年 10 月 1 日付にて、SC を吸収分割会社として、SC の完全子会社であるシャープディスプレイテクノロジー株式会社(以下「SDTC」といいます)を吸収分割承継会社として、SC のディスプレイデバイス事業に属する資産、負債及びこれらに付随する権利義務を、SC と SDTC 間の吸収分割契約書に定める範囲において SDTC に承継させる吸収分割を行いました。

(2) SSTC の計算書類等

2021 年 2 月 9 日に成立した会社であり、計算書類等は存在しません。

なお、成立日の貸借対照表は別紙 3 のとおりです。

5 債務の履行の見込み

SC 及び SSTC のそれぞれの資産及び負債について、効力発生日以降における SC 及び SSTC の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本件分割の効力発生日以後においても、SC 及び SSTC のいずれの資産の額はそれぞれの負債の額を十分に上回ることが見込まれており、SC 及び SSTC がそれぞれ負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

シャープ株式会社（以下「甲」という）およびシャープセンシングテクノロジー株式会社（以下「乙」という）は、第 2 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（本件会社分割をする会社の商号および住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社たる甲および吸収分割承継会社たる乙の商号および住所は、以下の通りである。

（1）吸収分割会社

大阪府堺市堺区匠町 1 番地

シャープ株式会社

（2）吸収分割承継会社

奈良県天理市櫟本町 2613 番地の 1

シャープセンシングテクノロジー株式会社

第 2 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 6 条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲のカメラモジュール事業およびセンサーモジュール事業、その他上記に付随する事業（以下「本件対象事業」という）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 3 条（承継する権利義務）

1. 甲は、2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その内容は、別紙「承継権利義務明細表」に定める）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 債務の承継に関し、会社法第 759 条第 2 項の規定により甲が当該債務の履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第 4 条（分割対価）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第 5 条（乙の資本金、準備金）

本件会社分割により乙の資本金および準備金の額は、増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2021 年 4 月 1 日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し

合意の上、この効力発生日を変更することができる。

第 7 条（吸収分割契約等の承認株主総会等）

甲は会社法第 784 条第 2 項に定める簡易会社分割の規定により、乙は会社法第 796 条第 1 項に定める略式会社分割の規定により、それぞれ株主総会の承認を得ることなく本件会社分割を行う。なお、会社法第 784 条第 2 項における甲の総資産額の基準日は、2021 年 2 月 28 日とする。

第 8 条（関連手続等）

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。ただし、本件会社分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第 9 条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第 10 条（会社財産の管理等）

本契約締結の日から本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両社協議するものとする。

第 11 条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議し合意の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第 12 条（本件会社分割の条件の変更または中止）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、甲または乙の財産状況または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本契約の内容を変更し、または本件会社分割を中止することができる。

第 13 条（本契約の効力）

本件効力発生日までに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第 14 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、原本を甲が保有し写しを乙が保有する。

2021 年 2 月 9 日

甲：大阪府堺市堺区匠町 1 番地
シャープ株式会社
代表取締役会長 戴 正呉

乙：奈良県天理市櫛本町 2613 番地の 1
シャープセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役社長 藤田 直哉

■別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本件会社分割により、乙が甲から承継する資産は、本件対象事業に関して保有している資産のうち、以下の資産（ただし、知的財産権の承継については本別紙第3項において別途定める通りとする。）であって法令上承継可能なもの。

(1) 棚卸資産

(2) その他流動資産。ただし、未収金については、取引会社との合意に基づき当該取引会社に対して支払う代金を留保するために控除した代金のみ承継し、その他の未収入金は除く。

(3) 有形固定資産。ただし、以下の資産は除く。

- ・土地及び建物

- ・本別紙第4項に基づき乙に承継されるか否かに関わらず、甲の締結している契約上明確に譲渡が禁止されている又は当該契約の相手方から乙への承継を拒絶された設備

(4) 無形固定資産。ただし、本別紙第4項に基づき乙に承継されるか否かに関わらず、甲の締結している契約上明確に譲渡が禁止されている又は当該契約の相手方から乙への承継を拒絶された無形固定資産を除く。

(5) SAIGON STEC CO.,LTD.出資持分の全部

(6) その他の固定資産

(7) 繰延資産

(8) 本件対象事業に関連する損害賠償請求権その他の債権（本件対象事業に関連する簿外の債権、偶発的な債権、具体的に認識されていない債権および未発生の債権を含む。）

2. 負債

本件会社分割により乙が甲から承継する負債は、本件対象事業に関する負債のうち以下の負債。ただし、法令上承継が認められない負債及び債権者から本件効力発生日までに同意が得られない負債を除く。

(1) 前受金

(2) 前受収益

(3) 未払金

(4) 未払費用

(5) 製品保証引当金

(6) 預り金

(7) リース債務

(8) 固定負債。ただし、長期借入金、および退職給与引当金は除く。

(9) 本件対象事業に関連する損害賠償請求債務その他の債務（簿外債務、偶発債務、具体的に認識されていない債務および未発生 of 債務を含む。）

3. 知的財産権

本件効力発生日において本件対象事業に関連する知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（これらの登録を受ける権利及び商標登録出願により生じた権利を含む。）並びに本件対象事業以外の甲の事業にも関連する知的財産権を除く、その他一切の知的財産権（日本法、

外国法又は条約において法的に保護されうる知的財産権及びこれらの登録を受ける権利をいい、ノウハウを含む。)

4. 本件対象事業に関連する契約。

ただし、以下の契約を除く。

- (1) 本件対象事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約
- (2) 販売に関する基本取引契約
- (3) 調達に関する購買契約
- (4) 上記(2)又は(3)に係る契約と同一の取引先との間において締結された付随契約
- (5) その他法令上承継が認められない契約

5. 雇用契約

本件会社分割により、本件対象事業に従事する甲の従業員にかかる雇用契約およびこれに付随する権利義務は、承継されない。

6. 許認可

本件会社分割により乙が甲から承継する許認可は、本件対象事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものとする。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	693,521	流 動 負 債	705,882
現金及び預金	135,605	支払手形	411
受取手形	505	電子記録債権	34,550
売掛金	284,150	掛入金	171,270
一ス債権	2,848	借入金	221,717
製品	56,332	リース債権	853
仕掛品	40,378	未払金	15,241
原材料及び貯蔵品	13,547	未払費用	63,773
前渡金	15,453	未払法人税等	777
前払費用	276	前受り金	24,448
未収入金	96,555	預り金	87,143
そ の 他 金	53,874	賞与引当金	8,900
貸倒引当金	△ 6,005	製品保証引当金	4,690
固 定 資 産	812,738	買付契約評価引当金	17,133
有形固定資産	322,105	関係会社事業損失引当金	53,545
建物	140,992	その 他	1,424
構築物	3,744	固 定 負 債	579,265
機械及び装置	69,925	長期借入金	534,993
車両運搬具	16	退職給付引当金	30,360
工具、器具及び備品	8,406	リース債権	3,988
土地	77,636	その 他	9,922
リース資産	1,633	負 債 合 計	1,285,147
建設仮勘定	19,749	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	27,196	株 主 資 本	210,827
工業所有権	1,632	資本	5,000
施設利用権	3	資本剰余金	87,406
ソフトウェア	25,560	資本準備金	1,250
投資その他の資産	463,436	その 他 資 本 剰 余 金	86,156
投資有価証券	123,810	利益剰余金	132,414
関係会社株	230,536	その 他 利 益 剰 余 金	132,414
関係会社出資	55,450	固定資産圧縮積立金	2,501
関係会社長期貸付	1,774	繰越利益剰余金	129,913
長期前払費用	5,175	自 己 株 式	△ 13,993
繰延税金資産	1,299	評価・換算差額等	9,999
その 他	47,423	その他有価証券評価差額金	9,088
貸倒引当金	△ 2,033	繰延ヘッジ損益	911
資 産 合 計	1,506,260	新 株 予 約 権	285
		純 資 産 合 計	221,112
		負 債 純 資 産 合 計	1,506,260

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高	1,348,738
売 上 原 価	1,215,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	132,867
営 業 利 益	110,958
営 業 外 収 益	21,908
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,566
そ の 他 の 営 業 外 収 益	11,292
営 業 外 費 用	23,273
支 払 利 息 用	16,758
そ の 他 の 営 業 外 費 用	4,349
経 常 利 益	12,409
特 別 利 益	39,716
固 定 資 産 売 却 益	16,042
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,014
関 係 会 社 株 式 売 却 益	244
新 株 予 約 権 戻 入 益	755
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	3
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	2,338
特 別 損 失	10,684
固 定 資 産 除 売 却 損	91
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,119
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3,508
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	239
事 業 構 造 改 革 費 用	332
税 引 前 当 期 純 利 益	35,467
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,415
法 人 税 等 調 整 額	2,701
当 期 純 利 益	31,350

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,000	1,250	199,640	200,890	2,574	113,542	116,116
当 期 変 動 額							
会社分割による減少			△ 16,411	△ 16,411			
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 73	73	－
剰余金の配当						△ 15,053	△ 15,053
当 期 純 利 益						31,350	31,350
自己株式の取得							
自己株式の消却			△ 97,072	△ 97,072			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△113,483	△113,483	△ 73	16,370	16,297
当 期 末 残 高	5,000	1,250	86,156	87,406	2,501	129,913	132,414

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△ 13,987	308,019	12,023	△ 291	11,732	227	319,979
当 期 変 動 額							
会社分割による減少		△ 16,411					△ 16,411
固 定 資 産 圧 縮 崩 潰 立 金 の 取 崩		－					－
剰 余 金 の 配 当		△ 15,053					△ 15,053
当 期 純 利 益		31,350					31,350
自 己 株 式 の 取 得	△ 97,078	△ 97,078					△ 97,078
自 己 株 式 の 消 却	97,072	－					－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△ 2,935	1,203	△ 1,732	58	△ 1,674
当 期 変 動 額 合 計	△ 5	△ 97,192	△ 2,935	1,203	△ 1,732	58	△ 98,866
当 期 末 残 高	△ 13,993	210,827	9,088	911	9,999	285	221,112

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、三重工場、亀山工場及び堺工場の一部の機械及び装置については、定額法によっております。

また、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(4) 買付契約評価引当金

原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格もしくは転売価格のいずれか低い価格との差額を、契約損失見込額として計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めて表示していた「未収入金」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の金額は、42,904百万円であります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社は、従来、退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である13年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を10年に変更しております。

この結果、従来、費用処理年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は13,914百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	35,741百万円
受取手形	107百万円
売掛金	63,966百万円
リース債権	1,709百万円
製品	27,950百万円
仕掛品	21,398百万円
原材料及び貯蔵品	3,009百万円
未収入金	48,182百万円
建物	138,796百万円
構築物	3,512百万円
機械及び装置	11,902百万円
車両運搬具	6百万円
工具、器具及び備品	2,075百万円
土地	67,940百万円
投資有価証券	28,107百万円
関係会社株式	19,738百万円
関係会社出資金	62百万円
投資その他の資産のその他	38,724百万円
合計	512,933百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	426,693百万円
-------	------------

当事業年度末において担保に供している現金及び預金のうち9,259百万円は、スタンバイ信用状開設のための担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,364,761百万円
-------------------	--------------

3. 偶発債務

(1) 保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	5,617百万円
買掛債務に対する保証	
Dynabook(株)	3,184百万円
借入金に対する保証	
Sharp India Limited	480百万円
リース債務に対する保証	
シャープマーケティングジャパン(株)	7百万円
合計	<u>9,289百万円</u>

(2) 電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当事業年度末の未経過残高は合計で16,738百万円（残年数は最長で9年）となっており、いずれも中途解約は不能であります。

4. 関係会社に対する短期金銭債権	244,849百万円
関係会社に対する長期金銭債権	46,354百万円
関係会社に対する短期金銭債務	199,003百万円
関係会社に対する長期金銭債務	13百万円

5. 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。（円換算は決算日の為替相場によっております。）

出資コミットメントの総額	107,830百万円
払込実行残高	<u>89,936百万円</u>
差引額	<u>17,893百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,348,028百万円
売上高	541,547百万円
仕入高	806,480百万円
営業取引以外の取引高	16,324百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,104,951	4,176	－	1,109,127
A種種類株式	－	108,000	108,000	－

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加4,176株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
- 2 A種種類株式の自己株式の株式数の増加108,000株は、2019年6月21日に株主から発行済のA種種類株式108,000株の全部を取得したことによる増加であります。A種種類株式の自己株式の株式数の減少108,000株は、同日、取得済のA種種類株式を消却したことによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産、固定資産、繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ マーケティング ジャパン(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注1)	243,225	売掛金	33,160 (注2)
				担保資産の受入 (注3) (注4) (注5) (注6) (注7)	426,693 (注8)	—	—
				資金の預り (注9)	20,361 (注10)	預り金	22,700
				利息の支払 (注9)	54	—	—
子会社	シャープ エネルギー ソリューション(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 及び設置工事 役員の兼任	担保資産の受入 (注3) (注5) (注6) (注7)	426,693 (注8)	—	—
				資金の預り (注9)	18,214 (注10)	預り金	24,245
				利息の支払 (注9)	46	—	—
子会社	Dynabook(株)	所有 直接 80.1%	役員の兼任	資金の預り (注9)	25,684 (注10)	預り金	27,000
				利息の支払 (注9)	71	—	—
子会社	シャープ福山 セミコンダク ター(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	担保資産の受入 (注5) (注7) (注11)	426,693 (注8)	—	—
子会社	シャープ福山 レーザー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	担保資産の受入 (注5) (注7) (注11)	426,693 (注8)	—	—
子会社	無錫夏普電子 元器件有限公司	所有 直接 69.5% 間接 30.5%	当社製品の製造	売上 (注1)	24,143	売掛金	28,360
				仕入 (注1)	302,825	買掛金	22,763

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南京夏普電子 有限公司	所有 84.1% 直接 15.9% 間接	当社製品の製造	売上 (注1)	21,857	売掛金	27,148
子会社	SAIGON STEC Co., LTD.	所有 51.0% 直接	当社製品の製造	資金の貸付 (注9)	14,538 (注10)	貸付金	15,164
				利息の受取 (注9)	436	—	—
関連会社	堺ディスプレイ プロダクト(株)	所有 24.6% 直接	当社製品の製造 及び不動産等の 賃貸	経費の立替等	38,035	未収入金	36,472 (注2)
				リース取引 (注1)	5,022	リース 債権	2,848
				リース債権の 回収 (注1)	624	その他 (投資 その他の 資産)	44,578

(注1) 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

(注2) 期末残高には、消費税等を含んでおります。

(注3) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する取引債権の担保提供を受けております。

(注4) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する有価証券の担保提供を受けております。

(注5) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有するたな卸資産の担保提供を受けております。

(注6) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する土地等の不動産の担保提供を受けております。

(注7) 担保提供料の支払は行っておりません。

(注8) 取引金額には担保に係る債務の期末残高を記載しており、すべて当社の2012年9月27日及び2013年6月25日に締結した金銭消費貸借契約による借入残高426,693百万円に係るものであります。

(注9) 資金の預り及び資金の貸付は当社グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注10) 資金の預り及び資金の貸付の取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注11) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する機械装置等の動産の担保提供を受けております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	361円51銭
2. 1株当たり当期純利益	51円32銭

事 業 報 告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、年度末にかけて非常に厳しい状況となりました。

こうした中、当社グループでは、事業ビジョン「8K+5GとAIoTで世界を変える」のもと、「グローバル事業拡大」「新規事業の創出」「M&A／協業」「競争力強化」に取り組むなど、全社一丸となってトランスフォーメーションを推進するとともに、引き続き収益力の強化と財務体質の改善を図りました。

当連結会計年度の業績は、ICTの売上が増加したものの、スマートライフと8Kエコシステムの売上が減少し、売上高が2兆2,712億円（前年度比5.4%減）となりました。営業利益は、スマートライフが増加したものの、8KエコシステムとICTが減少し、527億円（前年度比37.3%減）となりました。経常利益は555億円（前年度比19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券評価損を計上したことなどから、209億円（前年度比71.8%減）となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が約1,780億円、営業利益が約360億円減少しました。

期末配当につきましては、厳しい事業環境ではあったものの、当期純利益を計上することができましたので、財務状況や今後の事業展開などを総合的に勘案し、普通株式は1株当たり18円、C種種類株式は1株当たり1,800円の配当を実施することといたしました。

なお、当連結会計年度においては、希薄化リスクや優先配当などを有するA種種類株式10万8千株を全数取得・消却し、資本の質を向上させました。

(セグメント別売上高)

セグメント	金額	構成比	前年度比	経 過
ス マ ー ト ラ イ フ	8,562億円 (△360億円)	37.7%	95.3%	デバイスなどの販売が減少
8 K エ コ シ ス テ ム	11,572億円 (△1,100億円)	51.0%	88.1%	液晶テレビなどの販売が減少
I C T	3,575億円 (△320億円)	15.7%	127.3%	Dynabook(株)の連結子会社化の効果
合 計	22,712億円 (△1,780億円)	100.0%	94.6%	

(注) セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、億円未満を切り捨てて表示。

() 内の金額は新型コロナウイルスの影響額です。

合計は、各セグメントの合計から調整値△998億円（△4.4%）を控除した金額です。

(2) 設備投資の状況

総額602億円の設備投資を行いました。なお、セグメントごとの設備投資金額は、次のとおりであります。

セグメント	金 額
ス マ ー ト ラ イ フ	2 3 9 億円
8 K エ コ シ ス テ ム	2 3 2 億円
I C T	1 1 億円
全 社 (共 通)	1 1 8 億円
合 計	6 0 2 億円

(3) 資金調達の状況

事業資金の安定性を確保するため、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（総額5,100億円）を継続しております。また、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行との間のシンジケート・コミットメントライン契約に基づき、事業資金として1,000億円のタームアウト借入を行うとともに、コミットメントライン契約（融資枠2,000億円）を継続しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により各国で経済活動が抑制されておりますが、経済活動抑制が緩和される動きも見られます。今後、感染拡大防止と経済活動の両立にあたって「新しい生活様式」の実践が求められます。

当社は、独自の技術も活用し、「新しい生活様式」の実践例にあるような、日常生活の各場面別の生活様式や働き方の新しいスタイルをサポートする製品・サービスの強化や創出にも取り組んでいきます。具体的には、通販を利用した買い物や食事の出前・デリバリーに対応したオンラインストア「COCORO STORE」や、水なし自動調理鍋「ヘルシオ ホットクック」、料理キット宅配サービス「ヘルシオデリ」、在宅勤務やオンライン会議に対応したパソコン・タブレットやビジネス向け大型ディスプレイ、モバイルルーター、クラウド型Web会議サービス「TeleOffice」、ビジネスコミュニケーションサービス「LINC Biz」などです。また、こうした取り組みに固執することなく、環境の変化に対応した柔軟な事業経営、トランスフォーメーションを継続し、業績の回復、財務体質の改善、株主価値の向上を図り、社会に貢献してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

年 度 区 分	2016年度 (第123期) (2016年4月1日 ~2017年3月31日)	2017年度 (第124期) (2017年4月1日 ~2018年3月31日)	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ~2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ~2020年3月31日)
売 上 高 (百万円)	2,050,639	2,427,271	2,400,072	2,271,248
経 常 利 益 (百万円)	25,070	89,320	69,011	55,541
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△24,877	70,225	74,226	20,958
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△68.56	106.07	116.80	34.31
総 資 産 (百万円)	1,773,682	1,908,461	1,866,349	1,832,349
純 資 産 (百万円)	307,801	401,713	372,471	295,138
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	154.12	267.48	392.56	450.70

- (注) 1. 当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る数値等は、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

年 度 区 分	2016年度 (第123期) (2016年4月1日 ~2017年3月31日)	2017年度 (第124期) (2017年4月1日 ~2018年3月31日)	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ~2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ~2020年3月31日)
売 上 高 (百万円)	1,577,301	1,715,968	1,592,005	1,348,738
経 常 利 益 (百万円)	34,922	78,019	61,201	39,716
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△18,279	71,189	66,018	31,350
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△53.59	107.64	103.36	51.32
総 資 産 (百万円)	1,473,283	1,560,446	1,450,749	1,506,260
純 資 産 (百万円)	298,918	369,424	319,979	221,112
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	161.92	252.72	342.01	361.51

- (注) 当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、セグメント別の主要製品は、次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品
ス マ ー ト ラ イ フ	冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器、電子辞書、電卓、電話機、ネットワーク制御ユニット、太陽電池、蓄電池、カメラモジュール、センサモジュール、近接センサ、埃センサ、ウエハファウンドリ、CMOS・CCDセンサ、半導体レーザー等
8 K エ コ シ ス テ ム	液晶カラーテレビ、ブルーレイディスクレコーダー、オーディオ、ディスプレイモジュール、車載カメラ、デジタル複合機、インフォメーションディスプレイ、業務プロジェクター、POSシステム機器、FA機器、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア等
I C T	携帯電話機、パソコン等

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員の数	前年度末比増減
ス マ ー ト ラ イ フ	17,222名	減 3,129名
8 K エ コ シ ス テ ム	30,640	増 1,302
I C T	4,166	増 450
全 社 (共 通)	848	増 97
合 計	52,876	減 1,280

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
10,862名	減 1,656名	44.9歳	22.8年	7,373千円

(8) 主要な事業拠点 (2020年3月31日現在)

①当社

本 社	本社 (堺市堺区)	
研究開発拠点	生活環境ソリューション研究所	天理事業所 (奈良県天理市)
	材料・エネルギー技術研究所	柏事業所 (千葉県柏市)
	通信・映像技術研究所	幕張事業所 (千葉市美浜区)
主要事業所	ス マ ー ト ラ イ フ	八尾事業所 (大阪府八尾市) 天理事業所、福山事業所 (広島県福山市)
	8 K エ コ シ ス テ ム	奈良事業所 (奈良県大和郡山市)、堺事業所 (堺市堺区)、幕張事業所、亀山事業所 (三重県亀山市)、三重事業所 (三重県多気町)、天理事業所
	I C T	広島事業所 (広島県東広島市)、堺事業所、八尾事業所

②重要な子会社

会 社 名	所在地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シャープマーケティングジャパン(株)	大阪府 八尾市	1,638 百 万 円	100.0 %	家電・情報製品の販売及び アフターサービス
シャープエネルギーソリューション(株)	大阪府 八尾市	422 百 万 円	100.0	太陽光発電システムの販売及び 空調・電気設備工事
D y n a b o o k (株)	東京都 江東区	17,160 百 万 円	80.1	パソコン及びシステムソリューション商 品の開発、製造、販売、サポートサービス 及びアフターサービス
Sharp Electronics Corporation	アメリカ	448,271 千米ドル	100.0	家電・情報製品及びデバイスの 製造販売
Sharp Electronics (Europe) GmbH	ドイツ	51,385 千ユーロ	100.0	情報製品・デバイス及び 太陽光発電システムの販売
Sharp Electronics (Europe) Limited	イギリス	80,469 千ユーロ	100.0	情報製品の販売
Sharp Appliances (Thailand) Ltd.	タイ	948,650 千タイバーツ	100.0	家電製品の製造販売
夏 普 弁 公 設 備 (常 熟) 有 限 公 司	中国	54,400 千米ドル	100.0	情報製品の製造販売
無錫夏普電子元器件有限公司	中国	82,500 千米ドル	※100.0	デバイスの製造販売
南 京 夏 普 電 子 有 限 公 司	中国	100,580 千米ドル	※ 100.0	家電製品及びデバイスの製造

(注) ※印は間接所有を含む比率であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先 (国内)	借入金残高	借入先 (海外)	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	319,957 ^{百万円}	MUFG Bank (Europe) N.V.	11,708 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	311,490		
株式会社三井住友銀行	49,714		
株式会社りそな銀行	46,417		
みずほ信託銀行株式会社	11,417		

(注) 1. シンジケートローン契約に基づく借入を含んでおります。
2. 海外には、外貨建ての借入を含んでおります。
3. 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 重要な親会社の状況 (2020年3月31日現在)

鴻海精密工業股份有限公司は、第三者割当による新株式の発行により、2016年8月12日付で当社の親会社となっております。同社は当社の議決権を41.7% (うち間接出資17.2%) 保有しているほか、同社の緊密な者又は同意している者が19.1%を保有しております。なお、同社が当社の親会社に該当するとの判断は、日本の法令・会計基準に照らし、当社が認識する事実に基づき判断したものです。日本以外の法令あるいは会計基準において、親会社に該当すると判断したものではありません。

当社は、同社との間で仕入・販売等の取引があります。同社との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行うものとしております。

(11) その他

<自己株式 (A種種類株式) の取得及び消却>

2019年6月21日、発行済のA種種類株式108,000株の全部を取得し、同日、その全数を消却いたしました。

<NECディスプレイソリューションズ(株)の株式取得、子会社化>

2020年3月25日、日本電気株式会社 (以下、NEC社) との間で、NEC社グループの子会社である、NECディスプレイソリューションズ(株)の株式66%を取得して当社の子会社とし、かつ、NEC社との合併会社として共同運営することについて決定し、契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
普通株式	1,000,000,000 株	532,416,558 株	195,781 名
A種種類株式	200,000 株	－ 株	－ 名
C種種類株式	1,136,363 株	795,363 株	1 名

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数には、自己株式1,109,127株を含んでおります。

2. 2019年6月21日、当社は発行済のA種種類株式108,000株の全部を取得し、同日、取得したA種種類株式108,000株を消却いたしました。

(2) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	普通株式 130,000 千株	24.43 %
FOXCONN (FAR EAST) LIMITED	普通株式 91,555	17.21
FOXCONN TECHNOLOGY PTE.LTD.	普通株式 64,640	12.15
SIO INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	普通株式 36,600	6.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 10,225	1.92
日本生命保険相互会社	普通株式 4,731	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	普通株式 4,712	0.89
明治安田生命保険相互会社	普通株式 4,578	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 4,562	0.86
株式会社みずほ銀行	普通株式 4,191	0.79

(注) 1. 持株比率は、各種類株式 (普通、C種) の発行済株式の総数の合計から自己株式を控除して算出しております。なお、C種種類株式には議決権がありません。

2. C種種類株式は、ES Platform LPが795千株を保有しております。

3. 株式会社みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が600千株あります。

4. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年4月19日	2017年9月26日	2018年8月28日
新株予約権の数		763 個	421 個	1,025 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 76,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 42,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 102,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 412,000円 (1株当たり 4,120円)	新株予約権1個当たり 340,000円 (1株当たり 3,400円)	新株予約権1個当たり 271,700円 (1株当たり 2,717円)
権利行使期間		2019年4月21日から 2024年4月21日まで	2019年9月28日から 2024年9月28日まで	2020年9月3日から 2025年9月3日まで
行使の条件		(注1)	(注1)	(注1)
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数 80個	新株予約権の数 40個	新株予約権の数 300個
		目的となる株式数 8,000株	目的となる株式数 4,000株	目的となる株式数 30,000株
		保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 1 個	新株予約権の数 50個	新株予約権の数 150個
		目的となる株式数 1 株	目的となる株式数 5,000株	目的となる株式数 15,000株
		保有者数 1 名	保有者数 2名	保有者数 1名

- (注) 1. 主な行使条件として、新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要します。
2. 2017年10月1日を効力発生日とした、10株につき1株の割合で実施した株式併合により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権に関する「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 上記の「新株予約権の数」は、事業年度末日にてすべての保有者が保有している数であります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（社外役員に関する事項を含む）（2020年3月31日現在）（※印は代表取締役）

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
戴 正 呉	※ 取締役会長兼社長 会長兼社長執行役員 兼 8 Kエコシステムグループ長 鴻海精密工業股份有限公司 董事
野 村 勝 明	※ 取 締 役 副社長執行役員 兼 スマートライフグループ長 兼 管理統轄本部長
石 田 佳 久	取 締 役 副社長執行役員 兼 I C Tグループ長
Woo Kwok Fai	取 締 役 Special Assistant to CEO of Hon Hai Group Falcon Faith Holdings Limited、Chairman Jiaxing iFengPai Trading Co., Ltd.、Chairman Foxconn Industrial Internet Co., Ltd.、Chairman of Supervisory Committee
林 忠 正	取 締 役 FOXCONN BAJA CALIFORNIA, S.A.de C.V.、Director FOXCONN SLOVAKIA, spol s.r.o.、Supervisor 鴻海精密工業股份有限公司 Eサブグループ総経理 ファインテック株式会社 取締役 FOXCONN PRECISION IMAGING PTE.LTD.、Director
陳 偉 銘	取 締 役 鴻海精密工業股份有限公司 Sサブグループ副総経理 虹晶科技股份有限公司 董事 富泰康電子研發（煙臺）有限公司 董事 Big Innovation Holdings Limited 董事
呂 旭 東	取 締 役 （監査等委員・常勤）
姫 岩 康 雄	取 締 役 公認会計士 姫岩公認会計士事務所 所長 （監 査 等 委 員）
津 末 陽 一	取 締 役 タカラバイオ株式会社 社外監査役 （監 査 等 委 員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の呂旭東、姫岩康雄及び津末陽一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、姫岩康雄氏の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
2. 取締役（監査等委員）である呂旭東氏は長年にわたり経理業務に携わっており、また、姫岩康雄氏は公認会計士として豊富な経験と幅広い知識を有し、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）のうち、姫岩康雄及び津末陽一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。
4. 当社は、各取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）の呂旭東氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役（監査等委員）の津末陽一氏は、2019年4月1日をもってソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社の代表取締役社長を退任しております。
7. 取締役の劉楊偉及び王建二の両氏並びに取締役（監査等委員）の青木五郎氏は、2019年6月25日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
8. 取締役の石田佳久氏は、2020年5月31日付で取締役及び副社長執行役員を辞任いたしました。
9. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況について、呂旭東氏は当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、必要に応じて長年経理業務に携わった専門的な見地により発言を行っております。姫岩康雄氏は当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、

必要に応じて公認会計士としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。津末陽一氏は、2019年6月25日の就任以降の当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （社外取締役0名）	5名	325百万円
監査等委員である取締役 （すべて社外取締役）	4名	79百万円

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、及び監査等委員である取締役1名（うち社外取締役1名）並びに2019年5月17日に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名への当事業年度分の報酬等を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、4名に対して交付した新株予約権の費用計上額19百万円が含まれています。
4. 監査等委員である取締役については、2名に対して交付した新株予約権の費用計上額7百万円が含まれております。
5. 社外取締役が当社の親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）から受けた報酬等はありません。

(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬の総額を500百万円以内とし、ストックオプションとして新株予約権（その総額は300百万円以内）を付与する旨、また、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の総額を100百万円以内とし、ストックオプションとして新株予約権（その総額は60百万円以内）を付与する旨、決議いただいております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額については業績や責任の大きさ等を斟酌して決定しており、金銭報酬につき取締役会の委任を受けた報酬委員会が、ストックオプションにつき取締役会又は取締役社長が決定しております。

監査等委員である各取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	317百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	453百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、親会社監査人からの指示書に基づく業務などであります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

① 会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）の整備に関する取締役会決議内容の概要

当社は、2019年8月1日の取締役会にて「内部統制に関する基本方針」の改定を決議しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会における審議・決定又は報告を通じ、取締役の職務の執行を相互に監督する。取締役（監査等委員である取締役を除く）は、職務の執行について監査等委員会の監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存・管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度のもと、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。取締役のうち複数名は社外取締役とし、取締役及び執行役員の推薦、並びに取締役等（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、独立性の高い社外取締役が半数以上を占める任意の「指名委員会」・「報酬委員会」が決定する。なお、両委員会の委員長は、独立性のある社外取締役が務める。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づいて、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するとともに、緊急事態が発生した場合は、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。シャープグループ事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築する。

⑥ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。シャープグループとしての損失の危険を回避するための体制、及び子会社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室に専属の従業員（専属スタッフ）を置き、監査等委員会の指示による調査の権限を認める。専属スタッフの人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を得る。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告基準を定め、重要事項（グループ各社に係る事項及び内部通報制度に係る事項を含む）等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査等委員会が当社又はグループ各社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。監査等委員会へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

複数の独立性のある監査等委員である社外取締役を選任し、監査等委員会は独立した機関として取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行を監査する。取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員は、監査等委員会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

監査等委員である取締役から職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求があったときは、その職務執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を各部門が策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を全社にわたって実施しています。

① 「内部統制委員会」の運営

内部統制の整備・運用状況について、取締役会の諮問機関である「内部統制委員会」で審議し、この結果を取締役に報告している。2019年度は、「内部統制に関する基本方針」を改定し、これに沿って各部門が取り組む施策の推進状況、ビジネスリスクマネジメントの取り組み及び内部監査の方針・計画・実施概況等について審議を行った。

② コンプライアンス経営の維持・強化

役員及び全従業員のコンプライアンス意識の向上を目的に、「シャープ行動規範」に基づくコンプライアンスの学習を定期的実施するとともに、全従業員が社内ルールを正しく理解し、使いこなせるための整備に取り組んでいる。

③ リスクマネジメントの運用

「ビジネスリスクマネジメント規程」の最適化と、同規程に基づくビジネスリスク管理を実践している。多様なビジネスリスクのうち、経営上、特に重点的に管理すべきリスクについて、関係部門と連携し管理体制と運用の見直しを図っている。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績や財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでおります。かかる点から、連結業績の動向、投資や財務体質改善の必要性を勘案しつつ、剰余金の配当等を実施してまいります。

なお、配当の決定機関は、期末配当は株主総会又は取締役会、中間配当及びその他の配当は取締役会であります。

2020年3月期の期末配当は、当期純利益を計上することができましたので、普通株式は1株当たり18円、C種種類株式は1株当たり1,800円の配当を実施することを2020年5月19日開催の取締役会において決議いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

シャープ株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	上	眞	人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	憲	吾	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	蘭	仁	美	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャープ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

シャープ株式会社 取締役会 御中		独立監査人の監査報告書		2020年6月5日	
		PwCあらた有限責任監査法人 大阪事務所			
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 上 眞 人	㊞
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 憲 吾	㊞
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 蘭 仁 美	㊞
監査意見					
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャープ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。					
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。					
監査意見の根拠					
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。					
計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任					
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。					
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。					
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。					
計算書類等の監査における監査人の責任					
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。					
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。					
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。					
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。					
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。					
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。					
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。					
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。					
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。					
利害関係					
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。					
以 上					

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

シャープ株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 呂 旭 東 ㊤

監査等委員 姫 岩 康 雄 ㊤

監査等委員 津 末 陽 一 ㊤

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

シャープセンシングテクノロジー株式会社

貸借対照表
(2021 年 2 月 9 日)

資産の部		純資産の部	
流動資産	100,000,000 円	株主資本	100,000,000 円
現金及び預金	100,000,000 円	資本金	100,000,000 円
資産合計	100,000,000 円	純資産合計	100,000,000 円